

県南広域振興局長告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年4月10日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400152	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会	奥州市社協訪問入浴サービス「ほっと」	奥州市胆沢区南都田字石行30番地1	平成30年3月31日